

四	改正後欄	五三四	終りから	四〇・九	〇・七	令和五年七月二十八日（印外第百五十九号）公布総務省令第六十一号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）
四八五ページ改正後欄中終りから一一行目から六行目は次のとおりの記入。		五五五ページ改正後欄中六行目	の次に次を加へる。			
（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）		五五五	都道府県72.0%分	イ	都道府県72.0%分	0.051
第六条の二 令和五年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる戸間流出人口比率に係る点数は、第十一條第一項第一号(二)の規定にかかるはず、次の算式にて算定した数（整数未満の端数があるときは、小数端数を四捨五入する。）とする。		五五五	七イ	ウ	都道府県72.0%分	0.051
算式		A + $\frac{(B - A) \times 1}{5}$				
算式の符号						
A 普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第61号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和5年改正前の省令」という。）第11条第1項第1号(二)の規定により算定した令和4年度分の数と同一の数（ただし、令和4年4月2日以後に行われた合併に係る新市町村にあつては、当該市町村が令和4年4月1日以前に存在したものと仮定して令和5年改正前の省令第11条第1項第1号(二)の規定の例により算定した令和4年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）		五五五	五五五ページ改正後欄中一一行目	の次に次を加へる。		
B 第11条第1項第1号(二)の規定により算定した数		五五五	都道府県72.0%分	イ	都道府県72.0%分	0.051
四八五ページ改正後欄中終りから一一行目に次に次を加へる。		五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
〔新證〕		五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
ペーパー段	行	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
改正後欄	四～五	から金和2年まで	から金和2年まで	から金和2年まで	から金和2年まで	から金和2年まで
改正前欄	”	から金和元年まで	から金和2年まで	から金和2年まで	から金和2年まで	から金和2年まで
改正後欄	終りから一五	一六～一五	一六～一五	一六～一五	一六～一五	一六～一五
改正前欄	”	から金和元年まで	から金和元年まで	から金和元年まで	から金和元年まで	から金和元年まで
改正前欄	”	令和五年改正前の省令	令和四年改正前の省令	令和五年改正前の省令	令和四年改正前の省令	令和五年改正前の省令
改正後欄	”	令和五年改正前の省令	令和四年改正前の省令	令和五年改正前の省令	令和四年改正前の省令	令和五年改正前の省令
改正前欄	”	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九
改正後欄	”	一表中八	一表中八	一表中八	一表中八	一表中八
改正前欄	”	表中八	表中八	表中八	表中八	表中八
四三	ト	四三	四三	四三	四三	四三
サニーホーム		サニーホーム	サニーホーム	サニーホーム	サニーホーム	サニーホーム

